

ぶるべる



携帯電話用



スマートフォン用

臨時福祉給付金 子育て世帯 臨時特例給付金 臨時号

発行：小平市 編集：臨時福祉給付金支給事業本部 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp ◇小平市公式ツイッター @kodaira_tokyo

臨時福祉給付金の申請受付が始まります

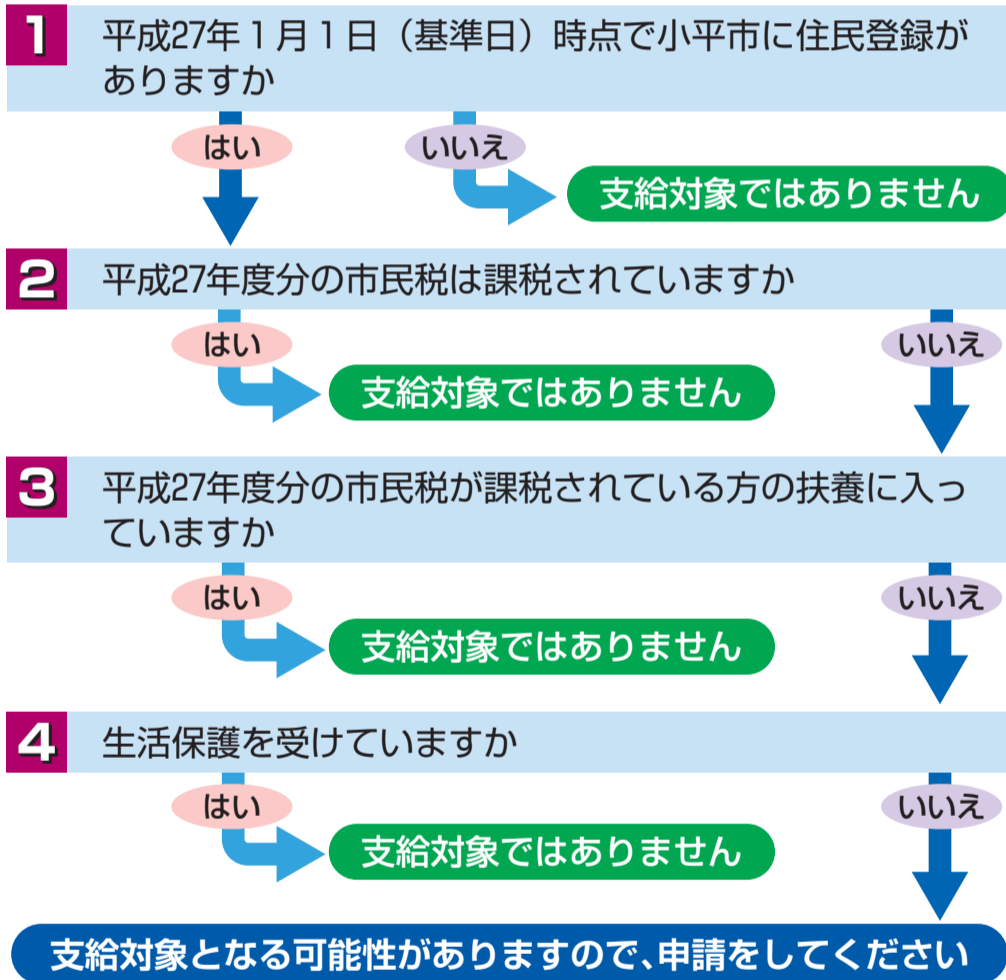
消費税率の引き上げに伴う低所得者に対する配慮のために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を、また、子育て世帯への影響を緩和するために「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性がある方には、8月24日(月)以降に市から申請書を送付しますので、支給要件などを確認したうえで申請をしてください。

子育て世帯臨時特例給付金については、裏面をご覧ください。

臨時福祉給付金支給対象者診断チャート

小平市からの支給対象となるかどうかの目安としてご利用ください



支給要件

対象 平成27年1月1日(基準日)に小平市に住民登録があり、平成27年度の市民税が課税されていない方

※市民税が課税されている方の扶養親族や、生活保護を受けている方などは対象となりません。

支給額 1人につき 6,000円

市民税が課税されない所得水準の目安

給与所得者		公的年金等受給者	
扶養親族等の数	給与収入額の目安	区分	年金収入額の目安
0人	100万円以下	単身	65歳以上 155万円以下
1人	156万円以下		65歳未満 105万円以下
2人	206万円未満	夫婦	65歳以上 211万円以下
3人	256万円未満		65歳未満 171.3万円以下

Q & A

- Q** 自分が平成27年度の市民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか
- A** 例えば、次のような場合には基本的に課税されています
- 6月中旬に「平成27年度市民税・都民税納税通知書」が届いている
 - ご自身の給与明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている
 - 介護保険料決定通知書(7月上旬に送付)に記載されている「保険料の段階」で第6段階以上となっている
 - ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額以上である(上記の所得水準の目安を参照)

申請方法

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性のある世帯の世帯主などに対して、8月24日(月)以降に、市から「市民税に関するお知らせ」とともに、臨時福祉給付金の申請書を送付します。受付期間内に、同封の返信用封筒で申請書や添付書類を返送してください。

●申請の受付期間

平成28年1月8日(金)まで(必着)

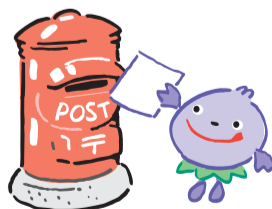
●提出(添付)書類

- 申請書
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)
- 指定した口座が確認できる書類(預金通帳やキャッシュカードの写し)

●申請書の送付先

〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 小平市役所 臨時福祉給付金支給事業本部

※申請書がご自宅に届いた場合でも、課税状況などによっては給付金の支給対象とならない場合があります。



臨時受付窓口を開設

郵送による申請のほかに、窓口でも受け付けます。

●開設期間

8月24日(月)~12月28日(月)

(土曜・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分~午後5時

●場所 市役所5階503会議室

※東部・西部出張所、動く市役所では受け付けできません。

※開設当初は非常に混み合うことが予想されますのでご了承ください。

